

第 16 回

岩沼市農業委員会総会議事録

令和 7 年 4 月 28 日

岩 沼 市 農 業 委 員 会

令和 7 年 4 月 28 日岩沼市役所 1 階大会議室において、下記案件を審議するため、
第 16 回岩沼市農業委員会総会を開催した。

記

- | | |
|-------|-------------------------------------|
| 日程第 1 | 会期の決定 |
| 日程第 2 | 議事録署名委員の指名 |
| 日程第 3 | 農農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について |
| 日程第 4 | 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について |
| 日程第 5 | 農地法第 18 条第 6 頁の規定による解約通知について |
| 日程第 6 | 農地法第 3 条の規定による許可申請について |
| 日程第 7 | 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請について |
| 日程第 8 | 農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について |
| 日程第 9 | 令和 7 年度最適化活動の目標の設定等について |

1、出席委員

1 番	木皿 清	2 番	渡邊 等	3 番	佐野 智幸	4 番	大友 信由
5 番	川村 雄治	6 番	長田 幸浩	7 番	小田原 智	8 番	菅原 龍也
9 番	鎌田 正治	11 番	長田 茂	12 番	渡邊 朗子	13 番	菅井 武雄
14 番	宮部 淳子						

2、欠席委員

10 番	三品 英樹
------	-------

3、農地利用最適化推進委員

21 番	渡邊 政夫
------	-------

4、事務局職員

事務局長事務取扱	古積 知明	係長	橘川 麻美	主事	土手内 知輝
----------	-------	----	-------	----	--------

1、同日午後1時30分開会

議	長	ただいまから、第16回岩沼市農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は13名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づく定足数を充たしており、本日の総会は成立いたしております。
議	長	日程第1、会期の決定について、を議題といたします。今期総会の会期は、本日1日といたしたいと思います。賛成の方は挙手願います。 (挙手全員)
議	長	挙手全員であります。よって、今期総会の会期は本日1日と決定いたしました。
議	長	日程第2、議事録署名委員の指名をいたします。議事録署名委員は、岩沼市農業委員会規程第19条の規定により、議長において、5番川村雄治委員、6番長田幸浩委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。
議	長	日程第3、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、を議題といたします。事務局から報告願います。
古積事務局長 事務取扱		議案書の1頁をご覧ください。報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、4件受理いたしております。今回報告いたします4件の届出は、相続による所有権の取得で、権利取得者ならびに土地の所在等については、議案書に記載のとおりでございます。なお、これら届出の受理は、市農業委員会規程による事務局長専決事項となっております。以上でございます。
議	長	ただいまの事務局からの報告に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。 (挙手なし)
議	長	ないようですので、報告第1号を終了いたします。
議	長	日程第4、報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、を議題といたします。それでは、事務局から報告願います。
古積事務局長 事務取扱		議案書の2頁をご覧ください。報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、2件受理いたしております。今回報告いたします2件の届出のうち、1件は法人事務所の建設、1件は宅地造成をするため、転用するものでございます。なお、この届出については、市農業委員会規程による事務局長専決事項となっております。以上でございます。
議	長	ただいまの事務局からの報告に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご

		意見等がある方は、挙手願います。 (挙手なし)
議	長	ないようですので、報告第2号を終了いたします。
議	長	日程第5、報告第3号、農地法第18条第6項の規定による解約通知について、を議題といたします。それでは、事務局から報告願います
古積事務局長 事務取扱		議案書の3頁から4頁をご覧ください。報告第3号、農地法第18条第6項の規定による解約通知について、報告いたします。6件ですが、全て中間管理機構に係るものですので、貸し手・借り手の組み合わせとしては3組でございます。いずれも双方の合意による解約です。当該解約通知の受理につきましては、市農業委員会規程による事務局長専決事項となっております。
議	長	ただいまの説明に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。 (挙手なし)
議	長	ないようですので、報告第3号を終了いたします。
議	長	日程第6、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。初めに、事務局から概要について説明願います。
古積事務局長 事務取扱		議案書の5頁から6頁をご覧ください。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、報告いたします。
議	長	つづいて、整理番号1について、担当委員から説明願います。
渡邊（政夫） 推進委員		今月22日3名の委員で現地調査してまいりました。案件につきまして3条となり、内容につきましても記載の通り間違いありませんでした。現地におきまして、この場所の周りは現在りんごなどが植えられており、中もきちんと整理・整頓されており栽培されておりました。申請地は休耕地であり、草刈りをして管理されておりました。周りでは、そこに植える小さな苗などが栽培されておりましたので、これからもきちんと栽培してもらえものと思います。現地は目立った問題点はなく、きちんとされておりましたので大丈夫であると皆で話をしておりました。
議	長	ただいまの説明に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。 (挙手なし)
議	長	ないようですので、お諮りいたします。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請に対する意見についての整理番号1については、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。 (挙手多数)

議	長	挙手多数であります。よって、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についての整理番号 1 については、申請のとおり許可することに決しました。
議	長	つづいて、整理番号 2 について担当委員から説明願います。
渡邊(朗子)委員		4 月 22 日に委員 3 名、事務局 2 名と現地調査をしまいいりました。農地法第 3 条の賃貸借です。貸付人及び借受人の申請地は議案書のとおりとなっております。現況は田植えの準備ができており作業が始まるころでした。現況を確認しましたところ、そのようになっておりましたので貸付人が畑を中心に耕作しておりました。田を耕作する能力が不足しているため地域の担い手に任せたいということでした。なお、令和 7 年 5 月までは中間管理機構を通して他の担い手と契約していましたが、10 年の期間満了に伴って他の担い手に耕作してもらいたい。所有者から前耕作者に契約を更新しない旨は通知済みです。以上現地調査のうえ申請内容に問題はないと皆さんと協議をしまいいりました。審議のほど宜しくお願いいたします。
議	長	ただいまの担当委員からの説明に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。
		(挙手なし)
議	長	ないようですので、お諮りいたします。議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請に対する意見の整理番号 2 については、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。
		(挙手多数)
議	長	挙手多数であります。よって、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請の整理番号 2 については申請のとおり許可することに決しました。
議	長	つづいて、整理番号 3 について担当委員から説明願います。
渡邊(朗子)委員		農地法第 3 条の有償移転となります。譲渡人及び譲受人、申請地は議案書のとおりとなります。現況は譲受人が耕作をしており、田植えの準備が着々と進められておりました。譲渡人は、相続による所有権を取得しており、労力不足のため譲受人へ渡したいとのことで、また、現況も譲受人が耕作をしており、今後も引き続き耕作していくことから申請内容に問題ないとして判断して参りました。審議のほど宜しくお願いいたします。
議	長	ただいまの説明に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。
		(挙手なし)
議	長	ないようですので、お諮りいたします。議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請に対する意見の整理番号 3 については、申請のとおり許

		可することに賛成の方は挙手願います。 (挙手多数)
議	長	挙手多数であります。よって、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3については申請のとおり許可することに決しました。
議	長	日程第7、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、を議題といたします。事務局から説明願います。
古 積 事 務 局 長 事 務 取 扱		議案書の7頁、議案関係資料の9から10頁をご覧ください。議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について意見を求めるものでございます。1件ございますが、砂採取が完了していないことから、事業を継続する旨の事業計画変更となります。事業計画期間は令和6年12月19日までになっておりましたが、令和7年12月19日に変更となっております。なお、申請者からは始末書を提出されており、期間満了前に延長の変更申請をすべきであったところ、不注意により失念していた旨の報告を受けております。説明は以上でございます。
議	長	ただいまの事務局からの説明に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見のある方は、挙手願います。 (挙手なし)
議	長	ないようですので、お諮りいたします。議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、申請のとおり、承認相当として、県に進達することに賛成の方は挙手願います。 (挙手多数)
議	長	挙手多数であります。よって、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請については、申請のとおり、承認相当として、県に進達することに決しました。
議	長	日程第8、議案第3号、農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について、議題といたします。事務局から説明願います。
古 積 事 務 局 長 事 務 取 扱		議案書の8頁および別紙の「農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について」をご覧ください。令和5年度の農業経営基盤強化促進法等の改正により、令和7年4月以降の権利設定は、従来の利用集積計画が廃止され、農地中間管理機構を経由した促進計画となります。本議案は、農地中間管理事業の推進に関する法律 第18条第3項の規定において、「農地中間管理機構は、農用地利用集積等促進計画を定める場合には、あらかじめ農業委員会の意見を聴くものとする」とされていることから、意見聴取

議 長

を行うものであります。今回、意見聴取を行う農地は、賃借権設定が 75 件、165 筆で、面積は 590,483 m²でございます。貸付期間は 10 年間となっております。75 件中、1 件は新規、74 件は再契約となります。受け手となる方は、農地中間管理事業の推進に関する法律 第 18 条第 5 項に係る貸付相手の要件を満たしており、農地の集積を図るため、権利の設定を行うものでございます。本日決定した意見を農地中間管理機構に提出し、農地中間管理機構がこれらを基に農用地利用集積等促進計画を定め、市が認可、公告を行う流れとなります。なお、市の公告は令和 7 年 5 月 26 日、権利設定の始期は、令和 7 年 5 月 27 日を予定しております。以上でございます。

長田(幸浩)委員

ただいまの説明に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。

4 月から農地中間管理機構を経由した促進計画となります。従来は集積計画、今回からは促進計画となった。従来だと基盤強化法でやる場合ですと人・農地プランに基づく中心経営体に集積されることだけでしたので、案を提出して「規模を拡大されるんだな」と賛成していたが、今回は人・農地プランから地域計画に変わった関係で推進中心経営体なくなり、通常の担い手、多用な形態そしてサービス事業体とか、いわゆる地域全体として実施計画を達成させるためにどうあるべきかということに変更された。従いまして今回計画をなされたけれども、本来であれば地域計画も一緒に出すとか目標である地図も出すとか、いわゆるそれに基づいて今回の促進計画が適正かなど、はじめて判断ができると思う。従いまして今回の案につきまして反対ではないが賛成できない。次回の審議の仕方について事務改善を求めたいと思います。

橘 川 係 長

確かに地域計画ができたことによって地域計画との整合性、地域計画がどのようになっているのか本来一緒に確認するところ、今回の議案にはその様なことを出しておりませんでしたので次回は出したいと思います。今回は再契約で地域計画との整合性は事務局では確認しております。こちら皆さんで現在の地域計画を定めているものと同じ担い手、筆に登録されている担い手と同じ方が今回、更新という形で促進案に出ているので、地域計画との整合性はとれております。以上です。

長田(幸浩)委員

中間管理機構による利用権設定の具体策は 10 年をもって契約をなかったものとして地権者のもとに戻る。次の 10 年は改めて地権者が中間管理機構にお貸ししますと再スタートする。中間管理機構は出されたら元の契約者とすぐに再契約ではなく、地域計画マップを更に効率的に動かすにはどうするかシャッフルして新たにこっちの人に貸す、離れているからこっちの人に貸した方が良いとか、その審議をして初めて計画として出される。

		従って前回契約をしていたから再契約は事務的に OK だという訳ではない。地域計画の中に担い手が沢山いて、それぞれがここを作りたいとか、こうすればお互い効率的に作業ができるのではないかと意見はあるはずなんです。本来であれば地域計画の一員が促進計画を出すのであれば地域計画に羅列された形態との合意が必要だだと思いますけれども、そこまでは大変なことになるので、ただこの意見を出すにあたって中間管理機構がどのように現地と調整を図ったのか本当の大切な部分が全く見えないので促進計画を出されて意見はどうだと聞かれても制度が新しく変わったのであえて意見を言わせてもらいました。たぶん従来とそういうところが違って、そのうちに 10 年契約となると新規就農者が入る余地がなくなってくる。新たな経営体が 10 年やってしまうとその地域は 10 年入る見込みがない。ところが地域計画では新規就農者は育成するとか整合性が違ってくるのではないかなと思う。制度が変わったこの切り替え段階で進め方も整理していたほうがいいのではないかと思いますあえて意見を言わせてもらいました。
議 橘	長 川 係 長	他に意見はありませんか。 地域計画の内容とあっていれば問題ないと考えておりました。もう一回中身を確認させていただいて来月の促進計画の意見を確認する際は、地域計画表や地図をお渡しして意見を確認させていただきたいと思います。
議 議	長 長	他に意見はありませんか。 ないようですので、お諮りいたします。議案第 3 号、農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見については、特に意見なしとして答申することに賛成の方は挙手願います。 （挙手多数）
議	長	挙手多数であります。よって、議案第 3 号、農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見については、特に意見なし、として答申することに決しました。
議	長	日程第 9、議案第 4 号 令和 7 年度最適化活動の目標の設定等について、議題といたします。事務局から説明願います。
古 積 事 務 局 長 事 務 取 扱		議案書 8 頁および別紙の「令和 7 年度最適化活動の目標の設定等」をご覧ください。議案第 4 号、令和 7 年度最適化活動の目標の設定等について、概要を説明いたします。令和 4 年 2 月 2 日付け農林水産省経営局長通知により、農業委員会は、毎年度 3 月末までに翌年度の最適化活動の目標を次により設定し、4 月末までに公表するとともに、都道府県知事に報告することとなっていますが、目標を設定するに当たって、農地集積面積等のデ

		ータが確定していない場合は、3月中にそれ以外の項目の整理を進め、4月以降 データが確定し次第、総会へ議案として速やかに提出することとされております。今般、市長部局より農地集積に関する最新の数値が示されたことから、これを基に目標とする数値等を再計算し、令和7年度最適化活動の目標として設定し公表しようとするものです。以上、ご審議くださいますようお願いいたします。
議	長	ただいまの説明に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。 (挙手なし)
議	長	ないようですので、お諮りいたします。 議案第4号、令和7年度最適化活動の目標の設定等については、原案のとおりとすることに賛成の方は挙手願います。 (挙手多数)
議	長	挙手多数であります。よって、議案第4号、令和7年度最適化活動の目標の設定等については、原案のとおりとすることに決しました。
議	長	本日の総会に付議された案件の審議は、すべて終了いたしました。これをもって、第16回 岩沼市農業委員会総会を閉会いたします。 午後2時05分閉会

上記は、会議の顛末を記録したもので、その正当たるを証するため、署名をする。

令和 年 月 日

議長（会長） _____

委員 5 番 _____

委員 6 番 _____